

文京区心身障害者等福祉手当条例

○文京区心身障害者等福祉手当条例

昭和四十九年三月三十日

条例第八号

改正 昭和四九年一〇月四日条例第二六号

昭和五〇年三月二二日条例第四三号

昭和五〇年一〇月二日条例第六〇号

昭和五一年三月三十一日条例第一五号

昭和五二年四月一日条例第一三号

昭和五三年四月一日条例第一七号

昭和五四年一二月八日条例第三一号

昭和五五年四月一日条例第一五号

昭和五六年三月三十一日条例第一四号

昭和五六年一二月九日条例第三一号

昭和五七年四月一日条例第一四号

昭和五八年三月一九日条例第一〇号

昭和五九年三月二九日条例第一二号

昭和五九年九月二九日条例第四二号

昭和六〇年三月三〇日条例第一四号

昭和六〇年一二月一〇日条例第三〇号

昭和六一年三月三十一日条例第一四号

昭和六一年一二月一〇日条例第四〇号

昭和六二年三月二〇日条例第九号

昭和六二年一二月八日条例第二五号

昭和六三年三月二五日条例第一八号

昭和六三年一二月九日条例第二八号

平成元年三月三十一日条例第一五号

平成元年一二月一三日条例第二八号

平成二年三月三〇日条例第一五号

平成二年一二月一二日条例第三〇号

平成三年三月二二日条例第一六号

平成三年一二月一〇日条例第三九号

文京区心身障害者等福祉手当条例

平成四年三月三十一日条例第二二号
平成四年一二月一〇日条例第四八号
平成五年三月三〇日条例第一六号
平成五年一二月九日条例第三六号
平成六年三月三〇日条例第九号
平成六年一二月九日条例第四〇号
平成七年三月二二日条例第九号
平成七年一二月五日条例第二七号
平成八年三月二九日条例第一〇号
平成八年六月二六日条例第二三号
平成八年九月二七日条例第二七号
平成九年三月一八日条例第九号
平成九年六月一九日条例第一七号
平成一〇年三月二三日条例第二〇号
平成一〇年六月一七日条例第四〇号
平成一〇年一〇月二日条例第四五号
平成一〇年一二月九日条例第五二号
平成一一年三月一六日条例第一〇号
平成一一年三月三十一日条例第一八号
平成一一年一〇月一日条例第二六号
平成一二年三月三十一日条例第四六号
平成一四年一二月六日条例第三八号
平成一四年一二月六日条例第四〇号

(目的)

第一条 この条例は、心身に重度の障害のある者（以下「障害者」という。）について、心身障害者等福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、第一号又は第二号にあつては、別表に定める程度の障害のある者とする。

一 身体障害者

文京区心身障害者等福祉手当条例

二 知的障害者

三 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症にり患している者

四 別に規則で定める特殊疾病にり患している者

(受給資格)

第三条 手当は、区の区域内に住所を有する障害者に支給する。ただし、障害者となつた年齢が満六十五歳以上の者には、支給しない。

2 前項本文の規定にかかわらず、当該障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。

一 前年の所得（一月から七月までの手当については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。ただし、手当の支給を受けようとする年の八月一日において満二十歳未満である場合については、主としてその者の生計を維持する扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に規定する扶養義務者をいう。）があるとき又は控除対象配偶者であるときは、当該扶養義務者又は配偶者の前年の所得とする。

二 文京区児童育成手当条例（昭和四十六年十月文京区条例第二十九号）の規定に基づき障害手当の支給を受けているとき。

三 別に規則で定める施設に入所しているとき。

(手当の額)

第四条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、別表に定めるとおりとする。ただし、別表に掲げる障害の種別の二以上に該当する障害者については、別表の手当の額の高い額とする。

(受給資格の認定)

第五条 手当の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、区長に申請し、受給資格の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

2 区長は、前項の認定をしたときは、申請者に通知するものとする。

(支給期間及び支払期月)

第六条 手当は、前条の規定により認定の申請をした日の属する月から、手当の支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

2 手当は、毎年四月、八月及び十二月の三期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、区長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

文京区心身障害者等福祉手当条例

(支払始期の特例)

第七条 障害者が災害その他やむを得ない事由により、認定の申請をすることができなかつた場合において、当該事由がやんだ後十五日以内にその申請をしたときは、当該事由が生じた日の属する月から手当を支給する。

2 前条第一項の規定にかかわらず、東京都の区域内（以下「都内」という。）の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と同種の手当を受けた者については、その受けた月分の手当は支給しない。

3 都内の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該同種の手当の支給された最後の月の翌月から起算して三月以内に認定の申請があつたときは、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月から手当を支給する。

(受給資格の消滅)

第八条 第五条の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、受給資格は消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 第三条に規定する受給資格に該当しなくなつたとき。
- 三 手当の受給を辞退したとき。

(手当の返還)

第九条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、区長は、当該手当をその者から返還させることができる。

(届出義務)

第十条 受給者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- 一 第八条第二号及び第三号に定める事由に該当したとき。
- 二 住所を変更したとき。
- 三 前二号のほか、規則で定める事項に該当したとき。

(状況調査)

第十一条 区長は、必要があると認めたときは、受給者若しくは同居の親族に対し報告を求め、又は生活状況等について調査を行うことができる。

(委任)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

文京区心身障害者等福祉手当条例

付 則

- 1 この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。
- 2 昭和五十年二月二十八日までに認定の申請をした者については、昭和四十九年四月一日に第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至つた者にあつてはその該当するに至つた日に、申請があつたものとみなす。
- 3 平成十二年七月三十一日以前に第二条に規定する障害者となつた年齢が満六十五歳以上の者で、東京都文京区老人福祉手当条例（昭和四十七年十月文京区条例第三十号）により平成十五年三月分の老人福祉手当の支給を受けたものについては、第三条第一項ただし書の規定にかかわらず、手当を支給する。ただし、この場合において、平成十五年四月一日から平成二十年三月三十一日までの期間における各月分として支給する手当の額は、別表に定める障害の種別及び障害の程度にかかわらず、一万円とする。

付 則（昭和四九年一〇月四日条例第二六号）

- 1 この条例は、昭和四十九年十月十日から施行し、付則第二項の改正規定は、昭和四十九年七月一日から適用する。
- 2 昭和四十九年七月一日からこの条例の公布の日の前日までの間に、改正前の東京都文京区重度心身障害者福祉手当条例に基づき、受給の申請をした者に対して支払われた重度心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）は、改正後の東京都文京区重度心身障害者福祉手当条例による手当の内払いとみなす。

付 則（昭和五〇年三月二二日条例第四三号）

- 1 この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。
- 2 この条例中別表の区分一に掲げる特殊疾病者及び区分二に該当する者が、昭和五十年六月三十日までに認定の申請を行つた場合については、昭和五十年四月一日に改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日以後に同条の規定に該当するに至つた者にあつてはその該当するに至つた日に、申請があつたものとみなす。

付 則（昭和五〇年一〇月二日条例第六〇号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十年十月一日から適用する。

付 則（昭和五一年三月三十一日条例第一五号）

- 1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定中「五、五〇〇円」を「六、〇〇〇円」に改める改正規定は、昭和五十一年十月一日から施行する。

文京区心身障害者等福祉手当条例

- 2 この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例第四条の表中障害の程度が別表に掲げる区分の一に該当する特殊疾病者に支給する手当の額の適用については、昭和五十一年四月分から同年九月分までの間に限り、「六、〇〇〇円」とあるのは「五、五〇〇円」と読み替えて適用する。
- 3 昭和五十一年三月以前の月分の心身障害者等福祉手当の額（障害の程度が別表に掲げる区分の一に該当する障害者であつて特殊疾病者以外の者に支給する手当の額は除く。）については、なお従前の例による。
- 4 昭和五十一年九月以前の月分の障害の程度が別表に掲げる区分の一に該当する障害者であつて特殊疾病者以外の者に支給する心身障害者等福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和五二年四月一日条例第一三号）

- 1 この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定中「六、〇〇〇円」を「六、五〇〇円」に改める改正規定は、昭和五十二年十月一日から施行する。
- 2 昭和五十二年三月以前の月分の障害の程度が別表に掲げる区分の二に該当する障害者に支給する心身障害者等福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和五三年四月一日条例第一七号）

この条例は、昭和五十三年十月一日から施行する。

付 則（昭和五四年一二月八日条例第三一号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十四年十月一日から適用する。
- 2 この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「改正後の条例」という。）中、別表の区分一に掲げる特殊疾病者のうちアミロイドーシス（原発性アミロイド症）に該当する者が、昭和五十五年二月二十九日までに認定の申請を行つた場合については、昭和五十四年十月一日に改正後の条例第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至つた者にあつては、その該当するに至つた日に、申請があつたものとみなす。

付 則（昭和五五年四月一日条例第一五号）

この条例は、昭和五十五年十月一日から施行する。

付 則（昭和五六年三月三十一日条例第一四号）

（施行期日等）

- 1 この条例中第四条の規定は昭和五十六年十月一日から、その他の規定は公布の日から

文京区心身障害者等福祉手当条例

施行する。

- 2 この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、昭和五十五年十二月一日から適用する。

（経過措置）

- 3 改正後の条例別表の特殊疾病者のうち、後縦靭帯骨化症に該当する者が昭和五十六年五月三十一日までに認定の申請を行つた場合について、昭和五十五年十二月一日に改正後の条例第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至つた者にあつてはその該当するに至つた日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則（昭和五六年一二月九日条例第三一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十六年十月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「改正後の条例」という。）中別表の区分一に掲げる特殊疾病のうち、ハンチントン舞踏病に該当する者が昭和五十七年三月三十一日までに認定の申請を行つた場合について、昭和五十六年十月一日に改正後の条例第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至つた者にあつてはその該当するに至つた日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則（昭和五七年四月一日条例第一四号）

この条例は、昭和五十七年十月一日から施行する。

付 則（昭和五八年三月一九日条例第一〇号）

この条例は、昭和五十八年十月一日から施行する。

付 則（昭和五九年三月二九日条例第一二号）

（施行期日等）

- 1 この条例中第四条の規定は昭和五十九年十月一日から、別表の規定は公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和五十九年一月一日から適用する。

（経過措置）

- 3 新条例別表の区分一に掲げる特殊疾病のうち、ウエゲナー肉芽腫症に該当する者が昭

文京区心身障害者等福祉手当条例

和五十九年六月三十日までに認定の申請を行つた場合について、昭和五十九年一月一日に新条例第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至つた者にあつてはその該当するに至つた日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則（昭和五十九年九月二九日条例第四二号）

この条例は、昭和五十九年十月一日から施行する。ただし、特発性拡張型（うっ血型）心筋症の改正規定は、昭和六十年一月一日から施行する。

付 則（昭和六〇年三月三〇日条例第一四号）

この条例は、昭和六十年十月一日から施行する。

付 則（昭和六〇年一二月一〇日条例第三〇号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和六十年十月一日から適用する。ただし、シャイ・ドレーガー症候群の改正規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「改正後の条例」という。）中別表の区分一に掲げる特殊疾病のうちシェーグレン症候群に該当する者が、昭和六十一年三月三十一日までに認定の申請を行つた場合について、昭和六十年十月一日に改正後の条例第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至つた者にあつてはその該当するに至つた日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則（昭和六十一年三月三十一日条例第一四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和六十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和六十一年九月以前の月分の心身障害者等福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和六十一年一二月一〇日条例第四〇号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和六十一年十月一日から適用する。ただし、表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）の改正規定は、昭和六十二年一月一日から施行する。

文京区心身障害者等福祉手当条例

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「改正後の条例」という。）中別表の区分一に掲げる特殊疾病のうち多発性嚢胞腎に該当する者が、昭和六十二年三月三十一日までに認定の申請を行った場合について、昭和六十一年十月一日に改正後の条例第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。
- 3 改正後の条例中別表の区分一に掲げる特殊疾病のうち表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）に該当する者が、昭和六十二年三月三十一日までに認定の申請を行った場合について、昭和六十二年一月一日に改正後の条例第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則（昭和六二年三月二〇日条例第九号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十二年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和六十二年九月以前の月分の心身障害者等福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和六二年一二月八日条例第二五号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和六十二年十月一日から適用する。ただし、膿疱性乾癬の改正規定は、昭和六十三年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「改正後の条例」という。）中別表の区分一に掲げる特殊疾病のうち特発性門脈圧亢進症に該当する者が、昭和六十三年三月三十一日までに認定の申請を行った場合について、昭和六十二年十月一日に改正後の条例第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。
- 3 改正後の条例中別表の区分一に掲げる特殊疾病のうち膿疱性乾癬に該当する者が、昭和六十三年三月三十一日までに認定の申請を行った場合について、昭和六十三年一月一

文京区心身障害者等福祉手当条例

日に改正後の条例第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則（昭和六三年三月二五日条例第一八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和六十三年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和六十三年九月以前の月分の心身障害者等福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和六三年一二月九日条例第二八号）

改正 平成元年三月三一日条例第一五号

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和六十三年十月一日から適用する。ただし、広範脊柱管狭窄症の改正規定は、昭和六十四年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「改正後の条例」という。）中別表の区分一に掲げる特殊疾病のうちミオトニー症候群に該当する者が、平成元年三月三十一日までに認定の申請を行つた場合について、昭和六十三年十月一日に改正後の条例第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

- 3 改正後の条例中別表の区分一に掲げる特殊疾病のうち広範脊柱管狭窄症に該当する者が、平成元年三月三十一日までに認定の申請を行つた場合について、昭和六十四年一月一日に改正後の条例第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則（平成元年三月三一日条例第一五号）

（施行期日）

- 1 この条例中第一条の規定は、平成元年十月一日から、第二条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

文京区心身障害者等福祉手当条例

- 2 第一条の規定による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例の規定は、平成元年十月以後の月分の心身障害者等福祉手当の額から適用し、同年九月以前の月分の心身障害者等福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成元年一二月一三日条例第二八号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成元年十月一日から適用する。ただし、原発性胆汁性肝硬変の改正規定は、平成二年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例中別表の区分一に掲げる特殊疾病のうち好酸球増多症候群に該当する者が、平成二年三月三十一日までに認定の申請を行った場合について、平成元年十月一日に改正後の条例第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

- 3 改正後の条例中別表の区分一に掲げる特殊疾病のうち原発性胆汁性肝硬変に該当する者が、平成二年三月三十一日までに認定の申請を行った場合について、同年一月一日に改正後の条例第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則（平成二年三月三〇日条例第一五号）

（施行期日等）

- 1 この条例中第四条の改正規定及び付則第三項の規定は、平成二年十月一日から、その他の規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、平成元年四月一日から適用する。

（経過措置）

- 3 改正後の条例第四条の規定は、平成二年十月以後の月分の心身障害者等福祉手当の額について適用し、同月前の月分の心身障害者等福祉手当の額については、なお従前の例による。

- 4 改正後の条例中別表の区分一に掲げる特殊疾病のうち先天性血液凝固因子欠乏症に該当する者が、平成二年六月三十日までに認定の申請を行った場合について、平成元年四

文京区心身障害者等福祉手当条例

月一日に改正後の条例第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則（平成二年一二月一二日条例第三〇号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表中強直性脊椎炎に係る部分は、平成二年十月一日から適用する。ただし、別表の改正規定中重症急性膵炎に係る部分は、平成三年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 新条例別表特殊疾病者の項中強直性脊椎炎に該当する者が平成三年三月三十一日までに認定の申請を行った場合については、平成二年十月一日に新条例第三条の規定に該当していたものにあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至ったものにあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。
- 3 新条例別表特殊疾病者の項中重症急性膵炎に該当する者が平成三年三月三十一日までに認定の申請を行った場合については、同年一月一日に新条例第三条の規定に該当していたものにあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至ったものにあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則（平成三年三月二二日条例第一六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例第四条の規定は、平成三年四月以後の月分の心身障害者等福祉手当の額について適用し、同日前の月分の心身障害者等福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成三年一二月一〇日条例第三九号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表中進行性核上性麻痺に係る部分は、平成三年十月一日から適用する。ただし、別表の改正規定中特発性大腿骨頭壊死症に係る部分は、平成四年一月一日から施行する。

文京区心身障害者等福祉手当条例

(経過措置)

- 2 新条例別表一の部特殊疾病者の項中進行性核上性麻痺に該当する者が平成四年三月三十一日までに認定の申請を行った場合については、平成三年十月一日に新条例第三条の規定に該当していたものにあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至ったものにあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。
- 3 新条例別表一の部特殊疾病者の項中特発性大腿骨頭壊死症に該当する者が平成四年三月三十一日までに認定の申請を行った場合については、同年一月一日に新条例第三条の規定に該当していたものにあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至ったものにあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則 (平成四年三月三十一日条例第二二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成四年三月以前の月分の心身障害者等福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (平成四年一二月一〇日条例第四八号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表中びまん性汎細気管支炎に係る部分は、平成四年十月一日から適用する。ただし、別表の改正規定中混合性結合組織病に係る部分は、平成五年一月一日から施行する

(経過措置)

- 2 新条例別表一の部特殊疾病者の項中びまん性汎細気管支炎に該当する者が平成五年三月三十一日までに認定の申請を行った場合については、平成四年十月一日に新条例第三条の規定に該当していたものにあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至ったものにあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。
- 3 新条例別表一の部特殊疾病者の項中混合性結合組織病に該当する者が平成五年三月三十一日までに認定の申請を行った場合については、同年一月一日に新条例第三条の規定に該当していたものにあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至ったものにあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則 (平成五年三月三〇日条例第一六号)

文京区心身障害者等福祉手当条例

(施行期日)

- 1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成五年三月以前の月分の心身障害者等福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (平成五年一二月九日条例第三六号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成五年十月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例別表一の部特殊疾病者の項中ミトコンドリア脳筋症に該当する者が平成六年三月三十一日までに認定の申請を行った場合については、平成五年十月一日に新条例第三条の規定に該当していたものにあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至ったものにあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則 (平成六年三月三〇日条例第九号)

(施行期日等)

- 1 この条例中第四条の改正規定及び付則第三項の規定は、平成六年四月一日から、その他の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成六年一月一日から適用する。

(経過措置)

- 3 新条例第四条の規定は、平成六年四月以後の月分の心身障害者等福祉手当の額について適用し、同月前の月分の心身障害者等福祉手当の額については、なお従前の例による。
- 4 新条例中別表一の部特殊疾病者の項中原発性免疫不全症候群に該当する者が平成六年六月三十日までに認定の申請を行った場合については、同年一月一日に新条例第三条の規定に該当していたものにあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至ったものにあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則 (平成六年一二月九日条例第四〇号)

(施行期日等)

文京区心身障害者等福祉手当条例

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成六年十月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例別表一の部特殊疾病者の項中遺伝性（本態性）ニューロパチーに該当する者が平成七年三月三十一日までに認定の申請を行った場合については、平成六年十月一日に新条例第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則（平成七年三月二二日条例第九号）

（施行期日等）

- 1 この条例中第四条の改正規定及び付則第三項の規定は、平成七年四月一日から、その他の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成七年一月一日から適用する。

（経過措置）

- 3 新条例第四条の規定は、平成七年四月以後の月分の心身障害者等福祉手当の額について適用し、同月前の月分の心身障害者等福祉手当の額については、なお従前の例による。
- 4 新条例中別表一の部特殊疾病者の項中特発性間質性肺炎に該当する者が平成七年六月三十日までに認定の申請を行った場合については、同年一月一日に新条例第三条の規定に該当していたものにあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至ったものにあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則（平成七年一二月五日条例第二七号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成七年十月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例別表一の部特殊疾病者の項中クロイツフェルト・ヤコブ病に該当する者が平成八年三月三十一日までに認定の申請を行った場合については、平成七年十月一日に新条

文京区心身障害者等福祉手当条例

例第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則（平成八年三月二九日条例第一〇号）

（施行期日等）

- 1 この条例中第四条の改正規定及び付則第三項の規定は、平成八年四月一日から、その他の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成八年一月一日から適用する。

（経過措置）

- 3 新条例第四条の規定は、平成八年四月以後の月分の心身障害者等福祉手当の額について適用し、同月前の月分の心身障害者等福祉手当の額については、なお従前の例による。
- 4 新条例別表一の部特殊疾病者の項中網膜色素変性症に該当する者が平成八年六月三十日までに認定の申請を行った場合については、同年一月一日に新条例第三条の規定に該当していたものにあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至ったものにあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則（平成八年六月二六日条例第二三号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成八年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例別表一の部特殊疾病者の項中特発性拡張型（うつ血型）心筋症に該当することにより同条例第五条の認定を受けている者は、適用日において、新条例別表一の部特殊疾病者の項中特発性拡張型心筋症に該当することにより同条例第五条の認定を受けた者とみなす。

付 則（平成八年九月二七日条例第二七号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成八年七月一日（以下「適用

日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例別表一の部特殊疾病者の項中先天性血液凝固因子欠乏症等に該当する者(先天性血液凝固因子欠乏症に該当する者を除く。)が平成八年十二月三十一日までに認定の申請を行った場合については、同年七月一日に新条例第三条の規定に該当していたものにあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至ったものにあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例別表一の部特殊疾病者の項中先天性血液凝固因子欠乏症に該当することにより同条例第五条の認定を受けている者は、適用日において、新条例別表一の部特殊疾病者の項中先天性血液凝固因子欠乏症等に該当することにより同条例第五条の認定を受けた者とみなす。

付 則 (平成九年三月一八日条例第九号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例(以下「新条例」という。)別表中遺伝性QT延長症候群に係る部分は、平成九年一月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例別表一の部特殊疾病者の項中遺伝性QT延長症候群に該当する者が平成九年六月三十日までに認定の申請を行った場合については、同年一月一日に新条例第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則 (平成九年六月一九日条例第一七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例(以下「旧条例」という。)別表一の部特殊疾病者の項中好酸球増多症候群に該当することにより旧条例第五条の認定を受けている者(以下「旧認定者」という。)のうち、この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例(以下「新条例」という。)別表一の部特殊疾病者の項中特発性好酸球増多症候群に該当するものについ

文京区心身障害者等福祉手当条例

ては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、新条例第五条の規定による申請を行ったものとみなす。

- 3 旧認定者のうち、新条例別表一の部特殊疾病者の項中特発性好酸球増多症候群に該当するものは、施行日において、新条例第五条の認定を受けた者とみなす。
- 4 旧認定者に対する施行日の属する月分までの心身障害者等福祉手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 第三項の規定により新条例第五条の認定を受けた者とみなした者に対する新条例第三条の規定による心身障害者等福祉手当の支給については、新条例第六条第一項の規定にかかわらず、施行日の属する月の翌月分から支給する。

付 則（平成一〇年三月二三日条例第二〇号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表中原発性肺高血圧症及び先天性ミオパチーに係る部分は、平成十年一月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例別表一の部特殊疾病者の項中原発性肺高血圧症又は先天性ミオパチーに該当する者が平成十年六月三十日までに認定の申請を行った場合については、同年一月一日に新条例第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則（平成一〇年六月一七日条例第四〇号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表中網膜脈絡膜萎縮症及び神経線維腫症に係る部分は、平成十年五月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例別表一の部特殊疾病者の項中網膜脈絡膜萎縮症又は神経線維腫症に該当する者が平成十年十月三十一日までに認定の申請を行った場合については、同年五月一日に新条例第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

文京区心身障害者等福祉手当条例

付 則（平成一〇年一〇月二日条例第四五号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成十年十月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例別表一の部特殊疾病者の項中進行性筋ジストロフィー、ウィルソン病、慢性炎症性脱髄性多発神経炎又は骨髄線維症に該当する者が平成十年十二月三十一日までに認定の申請を行った場合については、同年十月一日に新条例第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則（平成一〇年一二月九日条例第五二号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成十年十二月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例別表一の部特殊疾病者の項中亜急性硬化性全脳炎、バッド・キアリ症候群又は特発性慢性肺血栓塞栓症（肺高血圧型）に該当する者が平成十一年二月二十八日までに認定の申請を行った場合については、平成十年十二月一日に新条例第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則（平成一一年三月一六日条例第一〇号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

付 則（平成一一年三月三十一日条例第一八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「新条例」という。）の規定は、新条例別表一の部特殊疾病者の項中ファブリー病に該当する者が平成十一年六月三十日までに認定の申請を行った場合については、平成十一年四月一日に

文京区心身障害者等福祉手当条例

新条例第三条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

付 則（平成一一年一〇月一日条例第二六号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成一二年三月三十一日条例第四六号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年八月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「旧条例」という。）により平成十二年七月分（以下「前月分」という。）の心身障害者等福祉手当（以下「手当」という。）又は東京都の区域内（以下「都内」という。）の他の特別区若しくは市町村において、旧条例による手当と同種の手当で前月分のものの支給を受けた者については、この条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例（以下「新条例」という。）第三条第一項ただし書の規定にかかわらず、手当を支給する。
- 3 都内の他の特別区若しくは市町村に住所を有していた者のうち引き続き区の区域内に住所を有することとなったもので都内の他の特別区若しくは市町村において旧条例による手当と同種の手当の支給を受けていたものについては、新条例第三条第一項ただし書の規定にかかわらず、手当を支給する。

付 則（平成一四年一二月六日条例第三八号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

付 則（平成一四年一二月六日条例第四〇号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成十五年六月三十日までにこの条例による改正後の東京都文京区心身障害者等福祉手当条例付則第三項による受給資格の認定の申請をし、認定を受けたときは、第六条第一項の規定にかかわらず、平成十五年四月以後の月分の手当を支給する。

別表（第二条関係）

障害の種別	障害の程度	手当の額
身体障害者	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第	月額 一五、五〇〇円

文京区心身障害者等福祉手当条例

	二百八十三号) 第十五条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）第五条第三項に規定する障害の程度（以下「身体障害者福祉法等に定める障害の程度」という。）が二級以上のもの	
	身体障害者福祉法等に定める障害の程度が三級の者	月額 一三、五〇〇円
知的障害者	東京都愛の手帳交付要綱（四二民児精発第五十八号）第五条第一項の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度（以下「愛の手帳交付要綱に定める知的障害の程度」という。）が一度から三度までのもの	月額 一五、五〇〇円
	愛の手帳交付要綱に定める知的障害の程度が四度の者	月額 一三、五〇〇円
脳性麻痺又は進行性筋萎縮症にり患している者		月額 一五、五〇〇円
別に規則で定める特殊疾病にり患している者		月額 一五、五〇〇円